



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2981 号 2016.4.24 発行

### 社説：電子教科書 自治体任せは無責任だ

朝日新聞 2016年4月23日

教室に「デジタル教科書」をまずは導入したうえで、走りながら考える。その姿勢で大丈夫だろうか。

小中高校で使う教科書について、文部科学省がデジタル化を解禁する方針を固めた。

紙の教科書と同じ内容の電子データをデジタル教科書とし、タブレットやパソコンなどの情報端末で学ぶ。

教科書のデジタル化によって文字や写真を拡大できる。音声や動画と一体で学ぶことで英語の発音を聞いたり、算数で図形を動かしたりできる。

2020年度に新しい学習指導要領が始まる。それに間に合わせたいと文科省は急ぐ。

だが教科書は、どの子も毎日使う教材である。乗り越えるべきハードルは多く、かつ高い。

まず気になるのは、体への影響だ。脳の発達や睡眠への影響、長時間使うことによるデジタル依存の問題について指摘する研究者がいる。

文科省は健康への影響が少ない形で始め、導入後に調査研究をするというが、保護者の不安に応えられるだろうか。

学びの効果についても、読む力、書く力にどこまでつながるのかと異論が出ている。

デジタル版は、導入していない現段階では十分な検証が難しいとして、文科省は紙の教科書をいままで通り配る。紙とデジタルを併用することで、それぞれの利点を生かすというが、さらに吟味が必要だろう。

そもそもデジタル版を教科書と銘打つなら、国が子どもに無償で配布するのが筋である。

ところが文科省はデジタル版を当面、無償配布の対象にしない方針だ。実際に導入するかどうかを決めるのは、教育委員会とされる。国として無責任ではないか。

いまでも端末やネットワークの整備では、自治体間で格差が大きい。そこにデジタル教科書を導入するとなると、豊かな自治体と、財政難の自治体とで格差が広がる恐れがある。

自治体が負担しなければ、端末の代金なども含め、保護者が担う可能性がある。だが、憲法は義務教育を無償としている。合意はどこまで得られるのか。

政府は「2010年代中に1人1台の端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進する」と言っている。

ならば国は少なくとも希望する自治体や保護者に対し、十分な支援をすべきだが、その仕組みもまだ示せていない。

教科書は教育の機会均等を保障する手段である。その原点を忘れるべきではない。

### 社説：受精卵の操作 限界めぐり議論を急げ

朝日新聞 2016年4月23日

ヒトの受精卵を人の手で操作することは許されるのか。

遺伝子を狙い通りに改変する「ゲノム編集」技術をヒト受精卵に使うことについて、政府の生命倫理専門調査会はきのう、基礎研究に限って認め、改変した受精卵を子宮に戻す

といった臨床的な利用は認めないとする報告書をまとめた。

この分野では、先行する米国と英国、中国の各科学アカデミーが昨年12月、米国で緊急の国際会議を共催し、日本を含む約20カ国の研究者らが参加。同じ趣旨の声明を発表している。

改変した受精卵を子宮に戻した場合、そこから育つ個人への安全性がわかっていない。子孫にも影響する恐れがある。

人類という種（しゅ）の改変までもたらしかねない技術だけに、議論が熟さない現時点で臨床利用を認めないのは当然だ。基礎研究で許されることも限られよう。

専門調査会の報告書が守られるように、文部科学省や厚生労働省は法規制も視野に、枠組みの具体化を急ぐべきである。

ゲノム編集は約20年前から研究されてきたが、3年ほど前に安価で効率のいい方法が開発され、世界的な競争が一挙に激しくなった。

昨年4月に中国の研究チームがヒト受精卵にゲノム編集を試みたと発表し、倫理面の批判が噴き出した。今回の報告書もそうした動きを受けてのことだ。

ヒト受精卵を基礎研究に使うと、卵が分割していく際の遺伝子の働きを詳しく調べられるほか、遺伝性の難病の予防法やがんなどの新たな治療法の開発につながる可能性がある。

一方、無制限に臨床に使われれば、親の望む能力や特徴を持つデザイナーベビーといった、病気以外への拡大もありうる。

専門調査会は現時点で臨床利用を認めない理由について、安全性や後の世代への影響に加え、「遺伝子の総体は人類の貴重な遺産だ。現在の社会でハンディキャップになるからと特定の遺伝子を次世代に伝えない選択をするより、そのハンディキャップを包みこむ社会を築くべきであるとも考えられ、慎重な議論が必要」とも主張する。

ゲノム編集周辺の研究者だけでは手に余る議論だろう。

日本では家畜や魚でのゲノム編集は研究が盛んだ。ヒトの生殖細胞をめぐる問題は、クローン人間の禁止など個別に対応してきたが、原則を確立しないと今後も右往左往が続くだろう。

生命の改変、とりわけヒトの改変をどう考え、どこに限界を置くか。人文・社会科学の専門家も加えた議論を急ぎたい。

## 社説：震災ボランティア ニーズに合わせ息長く

毎日新聞 2016年4月23日

熊本地震の被災地で一般ボランティアの受け入れが徐々に始まっている。被災自治体の人手不足は深刻で支援活動へのニーズや期待は高い。ボランティアへの参加を希望している人は全国各地にいるはずだ。

ただし、今回は強い余震や土砂災害の恐れがある中での活動となる。行政側がボランティアの受け入れ態勢をどう整備していくのか、課題は多い。同時に参加する側も慎重な対応と準備が必要となる。

地震発生から1週間余。今も多くの人たちが先行きの見えない避難所生活を送っている。行政の支援は指定避難所が中心で、指定されていない避難所は実情の把握さえ遅れ、食事や生活用品が回らない「避難所格差」が顕著になっている。一方、生活インフラの復旧状況も市町村によって差が出始めている。

こうした中で、行政の手が届かない場所に支援物資を届けたり、お年寄りや子供たちの世話をしたり、危険でない場所で被災家屋の片づけを手伝ったり―とボランティア活動への期待は大きい。

既に全国の医療や介護などを専門とするチームが地震発生直後から現地入りして活動を続けている。神戸市の畳店主らが東日本大震災をきっかけに作ったボランティア団体が、大きな被害を出した熊本県益城町の避難所をトラックで訪れ、畳約320枚を届けて喜ばれた事例もある。

重要なのは今、何が足りないか、何をするのが有効か、ニーズを細かく把握することだ。そして、そのニーズは刻々と変わっていくのを認識することである。

災害ボランティアセンターを開設して支援活動を調整するなど運営の中心となるのは地元の社会福祉協議会だ。しかし、協議会自体が被災した地域が多く、人手不足も加わって、今もなお受け入れ態勢が十分とはいえない。ボランティア参加を問い合わせる電話にも応じ切れていないところがあるのが実情だ。

災害支援の経験が豊富な民間団体は全国にいくつもある。行政と民間団体が情報を共有し、緊密に連携していくことが大切だ。また、ボランティア団体相互の連携や活動内容の調整も大事になってくるだろう。

現状では募集に際して「自宅から通える人」「食料や宿泊施設は自分で確保を」などと呼びかけている被災自治体もある。参加する側にも注意が要る。実際に参加しなくても、義援金を送ったり、支援活動をしているNPOなどに寄付したりするのも有効な支援の方法である。

「ボランティア元年」と呼ばれた阪神大震災から21年。「支え合う社会風土」をより定着させたい。そのためにも息の長い支援が必要だ。

## 社説：地震と減災 ボランティアの出番だ 中日新聞 2016年4月23日

熊本地震の被災地で、災害支援ボランティアの活動が本格化してきた。阪神大震災や東日本大震災で積み重ねた経験を生かし、被災者を支え、励ましたい。

被災地の自治体には、最初の震度7以降、志願者からの問い合わせが相次いでいた。受け入れが遅れたのは、その後、本震が追い打ちを掛ける前例のない展開となって安全確保の見通しが立たなかったのに加え、ボランティアセンターを開設すべき自治体の社会福祉協議会（社協）が手いっぱいに対応できなかったためだ。

地震発生からしばらくは、被災者の救命・救助や安全な場所への避難が最優先である。被災地支援の主力は、各地から応援に入った自衛隊、消防、警察、医療機関などの専門組織が担ってきた。

一方で、その間、送られてきた支援物資が被災者に届かない、あるいは“避難所間格差”が発生するなど行政側の人手不足に由来する問題も表面化していた。地震発生から一週間が経過し、いよいよボランティアの出番である。

ボランティアは自己完結、自己責任が原則である。つまり、被災地への移動、宿泊から食料確保まで自力でやりくりしなければならない。自らの志を生かすには、十分な準備が必要である。

特に気を付けたいのが安全の確保だ。現地は余震が続いており、今後も傷んでいる建物の倒壊や土砂災害が起きる恐れがある。二次被害は絶対に防ぎたい。

現場での作業は原則として奉仕活動とされ、事故があっても労災とはならない。万が一に備え、最寄りの社協でボランティア活動保険に入っておく必要がある。

受け入れ側に求めたいのは、ボランティアの力を十分に生かす柔軟な対応と派遣先の調整だ。

東日本大震災の事例を踏まえて内閣府がまとめた「防災ボランティア活動に関する論点集」でも、社協がボランティアセンターを担うという固定的イメージが強く、地域外のNPOなどと一緒に進めようという視点に欠けた、などと指摘されている。

経験を積んだNPOなどの団体は、それぞれ得意分野を持っている。行政はボランティアを信用して緊密に情報交換し、バランスよい戦力配置につなげてほしい。

「ボランティア元年」といわれた阪神大震災から二十一年。試練の中で積み重ねてきた経験にさらに磨きを掛け、息の長い支援活動で被災地の力になりたい。

**被災障害者を支援 家族会や学者ら組織設立**  
被災した障害者を支援する会を設立した障害者団体の  
代表者たち＝熊本市東区

熊本日日新聞 2016年04月23日

県内の障害者団体や研究者らが20日、熊本地震で被災した障害者を支援するための組織「被災地障害者センターくまもと」を設立した。被災した障害者の困り事などを聞き取り、避難所生活などをサポートする。



身体、視覚、精神、知的など各障害者団体や家族会、学者らで構成。会長にくまもと障害者労働センターの倉田哲也代表、事務局長に熊本学園大教授の東俊裕弁護士が就いた。

東事務局長によると、車椅子の場合、避難所ではトイレに行くことや食料配布に並ぶことが難しく、介助の人手が足りず放置される例があるという。ほかにも障害ごとにさまざまな困難な状況があるため、障害者自らが動き、必要な支援を届けることが狙い。

今後、被災状況を聞き取った上で、必要な支援を把握。専門知識のある支援者やボランティア協力を募り、資金提供も呼び掛ける。被災した家の片付けなどの生活再建もサポートする。東事務局長は「災害支援の網からこぼれ落ちている障害者が少なくない。当事者自らがやらないと、今困っている人を救えない」と話している。

同センターに近く本部を開設する予定。TEL 096 (234) 7728。(中村美弥子)

**熊本市の福祉避難所利用は70人 人手、物資不足で** 共同通信 2016年4月22日

地震で甚大な被害を受けた熊本市で、手厚い介護や支援を提供する「福祉避難所」に身を寄せる人々が70人にとどまることが22日、分かった。福祉避難所側の人手や物資が不足していることなどが要因という。避難時に介護や支援が必要な高齢者や障害者といった「要支援者」は市内に約3万4千人。介護を必要としながら一般の避難所での生活を余儀なくされている人は相当数に上っているとみられ、災害弱者への対応が十分でない実態が浮き彫りになった。

熊本市は、災害発生時に高齢者らへ手厚い支援を提供するための福祉避難所を設けられるよう、約1700人の受け入れを想定し、民間の高齢者福祉施設など計176施設と協定を結んでいた。ただ、共同通信の市への取材では、地震発生から8日の22日午後1時現在、福祉避難所として市民が利用できるのは33施設で、入所者数は70人だった。市は利用者数が少ないことについて、介護士や水、食料などが不足していることを挙げる。

熊本市では同日午後1時半の段階でも、約4万6千人の市民が各避難所に駆け込んでいる。同市では担当職員らが通常の避難所を巡回し、要介護度が高い人を見つけて優先的に福祉避難所へ移ってもらうようにしているという。

一方で、市健康福祉政策課の担当者は「収容人数が限られるため、現状では積極的な周知はできない」とも説明する。

7千人以上が避難生活を続ける益城町では、福祉避難所に要支援者120人を受け入れる計画があったが、一般の避難者が殺到して現場が混乱したため断念。現在も、開設の見通しは立たないという。町災害対策本部は「保健師が個別に対応している」とするが、支援を必要とする人の数もつかみ切れていない。

土砂崩れが相次いだ南阿蘇村では、自宅にとどまる高齢者も多いとみられ、村は要支援者の孤立や余震による被害の拡大を懸念する。

公営住宅 8350戸確保 熊本地震対応、全国で

日本経済新聞 2016年4月22日

菅義偉官房長官は22日の記者会見で、熊本地震の被災者を受け入れる公営住宅を全国で8350戸確保したと発表した。国土交通省によると、熊本県内に431戸、九州全体では2799戸ある。熊本市は23日から入居を受け付け、5月6日から入居できる予定。安倍晋三首相は23日に被災地入りし、大きな被害を受けた地域を視察する。

交通インフラは徐々に回復してきた。JR九州は22日、九州新幹線の博多―熊本間で23日正午をメドに運転を再開する見通しとなったと発表した。14日の地震から9日ぶりで、最も乗客の多い区間が復旧する。熊本港と韓国の釜山港を結ぶ定期コンテナ航路も23日に1週間ぶりに復活する。

避難生活が長引き、学校や公民館などの避難所で体調を崩す人が増えている。熊本県のホテルは21日から高齢者や障害者の受け入れを始め、宿泊できる大型フェリーも23日から260人の被災者を受け入れる。公営住宅はこうした避難場所に代わる仮住まいとなる。北海道から沖縄県まですべての都道府県が被災者を受け入れる。

被災地では担当者を増やして、被災した住宅を安全か点検する作業を急いでいる。被災者が自宅に戻るか仮住まいを希望するかの意向把握を進める。安倍首相は22日の会合で「安全して過ごせる住まいの確保に向け、仮設住宅の準備を急ぐ必要がある」と述べた。公営住宅に加え、民間の賃貸住宅や仮設住宅も仮住まいとなる。

熊本県によると、地震の直接的な死者は48人、震災関連死とみられる死者は11人。被害が大きかった同県南阿蘇村では2人が行方不明で、自衛隊などは22日午後、大雨の影響で中断した捜索活動を再開している。

気象庁によると、震度1以上の地震は22日、800回を超えている。熊本・大分両県の避難者は約8万人。

## 児相が避難所回りケア

読売新聞 2016年04月23日

一連の熊本地震での避難所生活でストレスを抱えた親子のために、県内3か所の児童相談所（児相）が避難所を回ったり、保護者からの電話相談を受け付けたりして、支援に力を入れている。避難生活は長期化も予想され、「子どもへの精神的な影響に注意してほしい」と呼びかけている。（内田遼）

「疲れてない？ 風邪引いたり、おなか痛かったりしない？」

「ないよ。でもジュースがほしい！」

「そうだよ、飲みたくなるよね」

22日午後、益城町保健福祉センター。県中央児相の林奈巳さん（33）と県福祉総合相談所の浜野季実子さん（37）が、避難している子どもたちに声をかけて回っていた。

約20分にわたって話した浜野さんは「元気に見えたが、夜間も同じとは限らない」。林さんは「ここは子どもたちが遊べるスペースがないので、ストレスがたまりやすいのでは」と心配した。

不自由な生活を送る親子を支えようと、熊本市児相は19日、電話相談を呼びかけるポスターを各避難所に掲示した。すると、これまでに「子どもが家に入るのが怖いと泣いている。どうすれば」など7件の相談が寄せられた。職員が子どもの様子や対応を聞き取り、「これからもスキンシップをとってくださいね」などと助言したという。

市児相以外でも、県中央児相（熊本市東区）に7件、県八代児相（八代市）に1件の相談が寄せられた。市児相の広岡泰章副所長は「保護者に安心してもらうことが、子どもの安心につながる。迷わず相談してほしい」と話す。

避難の長期化や車中泊の増加など子どもを巡る環境に懸念材料が増す可能性がある。児相を管轄する県福祉総合相談所の和田登志子・心理判定課長は「保護者は周囲の人とつながりを保ち、子どもの変化に早期に気付いてあげてほしい。困った時は相談を」と訴える。

相談は県中央児相（096・381・4451、午前8時半～午後8時）、県八代児相（0965・33・3247、同）、熊本市児相（096・366・8181、午前8時半～午

後5時)へ。

◆被災後の子どもにみられる反応と対処法

→余震に敏感になる、暗いところを怖がる → 抱っこするなどして守られている感覚を持たせる。

→トラックが通った揺れで地震と不安がる → 地震ではないと安心させる。

→地震ごっこ、お葬式ごっこなどをする → 「怖かったね」などと声かけをして、子どもの気持ちを言葉にしてあげる(子どもなりに気持ちを整理しており、無理やりさせたり、止めさせたりするのはよくない)。

→保護者にくっついていていと思えば、たたいたり髪の毛を引っ張ったりする → 素直に出た甘えは受け止め、たたいたりすることは無視する(行動は違っても甘えの表れだと考えられる)。

→悲しみや恐怖の感情をあらわにする → よく話を聞き、我慢させずに感情を十分に出させる。

(県中央児童相談所への取材による)

### 【熊本地震】長野県が医療介護班派遣 第1班は信大病院医師ら

産経新聞 2016年4月23日

熊本、大分両県で相次ぐ地震で県は22日、県内の医師や看護師、薬剤師らで構成する医療介護班の派遣を始めた。続いて被災者の医療や健康のケアを担当する職員や、物資不足が伝えられる避難所の支援に向けて職員を現地に向かわせる方向だ。

阿部守一知事は「県民の思いとともに県全体で応援し、息の長い支援になる」と語った。

医療介護班の派遣は、全国知事会を通じた熊本県の要請に基づくもの。第1班は、信州大学医学部付属病院(松本市)の医師や看護師、薬剤師ら5人で、県健康福祉部職員も同行して活動を支援する。22～26日のこの予定で、熊本県内の避難所や救護所などで避難者への診療などにあたる。

県健康福祉部によると、26日以降も他の県内医療機関から医療救護班を派遣する。1班当たりの活動期間は4、5日程度を予定している。

このほか県は23日から避難者の健康管理にあたる保健師と事務職員の1班4人を熊本県南阿蘇村に、24日から生活困窮者の相談を受けるケースワーカー1班2人を同県内の福祉事務所にそれぞれ派遣する。

また、避難所の応援や支援物資の運搬を行う県職員1班5人を28日から同村に送る方向で調整している。

阿部知事は22日の記者会見で「熊本地震は長期に大規模な地震が続くこれまでになかった地震だ。内陸型地震への対策を強化すべきであり、長野県に置き換えたときに何が必要かを考えるよう各部局に指示した。県地域防災計画の充実化や改定が必要か、しっかりと検証したい」と語った。

### 視覚障害者44人が事故被害 昨年1年間、3人が死亡 朝日新聞 2016年4月23日

昨年1年間に全国で44人の視覚障害者が道路や駐車場を歩行中に交通事故の被害に遭ったことが21日、警察庁のまとめでわかった。3人が死亡、41人が重軽傷を負った。盲導犬を連れていた人も7人いた。

徳島市で昨年10月、マッサージ師の男性(当時50)がダンプカーにはねられ、一緒にいた盲導犬と共に死亡した。男性は市道から近くの資材置き場にバックで入ろうとしていたダンプに衝突されたとされる。ダンプはバック時に音声で注意喚起する装置が作動しない状態だった。警察庁はこの事故を受けて、初めて年間の状況をまとめた。対象は失明かそれに近い人だ。

事故があったのは岩手、栃木、群馬、東京、新潟、長野、静岡、大阪、兵庫、岡山、広島など27都道府県。3人が死亡し、12人が重傷、29人が軽傷を負った。年齢別では60歳以上が25人、40代が7人、50代と30代が各6人。事故の相手方は29人が乗用車、12人がトラックだった。自転車に衝突された人も3人おり、うち1人は重傷を負った。

事故の形態では、視覚障害者が道路脇や駐車場を歩いていたか、道路を横断していたケースが9割強に上った。また、車庫などからバックで道路に出てきた車両にはねられた例が3割を占めた。視覚障害者が誤って車道に出たり赤信号で横断歩道を渡ろうとしたりしたケースもあったが、大半は交通ルールを守っており、事故につながる過失がほとんどなかったという。

一方、事故に遭った人のうち32人は杖を使い、7人は盲導犬を連れていた。道路交通法は、視覚障害者が白か黄色の杖を持つか、盲導犬を連れて通行していた場合、運転者は一時停止か徐行をしなければならないと定めている。警察庁の担当者は「運転者は杖か盲導犬の姿で視覚障害者の方だと瞬時に気づき、道路を安全に使えるよう十分に配慮してほしい」と話している。(八木拓郎)

## 無届け老人ホーム 1650カ所 15年度厚労省調査、北海道が3割

共同通信 2016年4月22日

厚生労働省は22日、自治体に届け出をしていない有料老人ホームが2015年度に全国で1650施設あったと発表した。前回調査の14年10月末時点より689カ所増えた。厚労省は実態把握や指導監督の徹底を自治体に求める通知を出した。

入居者に食事や家事、介護サービスを提供する施設は有料老人ホームに該当し、老人福祉法に基づき自治体に届け出る義務がある。行政の監督下でない無届けホームを巡っては、入居者が劣悪な環境に置かれたり、防火設備が不十分だったりするケースが問題となっている。

厚労省によると、昨年6月末時点の無届けホームは1017カ所だったが、より詳しく把握するため追加調査を実施。届け出先の都道府県、政令市、中核市だけでなく市区町村も通じて調べた結果、今年1月末時点で新たに633カ所を確認し、計1650施設となった。

「高齢者下宿」と呼ばれる施設が普及している北海道が523カ所で約3割を占めた。神奈川県112カ所、愛知107カ所、大阪106カ所、福岡73カ所と続いた。一方、届け出済みのホームは1万627施設(昨年6月末時点)だった。

また、届け出済みホームのうち、倒産などに備えて入居者から預かる前払い金を保全する措置(1人最大500万円)をとっていない施設は77カ所あった。〔

## 障害者も健常者も観劇楽しみたい… NPOが観劇支援の舞台をネット掲載 差別解消法施行追い風

産経新聞 2016年4月23日

障害者が自分に合ったサポートのある公演情報を集められるT A - n e t の検索サイト

4月1日、障害者差別解消法が施行された。障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指すことが目的で、日本の文化施設も誰もが芸術文化に触れられる場となることが求められる。(飯塚友子)



聴覚障害のある廣川麻子さん(43)は2009年、留学先のロンドンで、日本でも人気のミュージカル「レ・ミゼラブル」を観劇し、作品に

加え、障害者へのサポートにも感動したという。

「舞台下手に手話通訳が立ち、健常者と同じ空間、タイミングで作品を楽しめた。カーテンコールでは、手話通訳に対し、出演者と観客が拍手でたたえた。私たちが観客として受け入れられていると感じました」

ロンドン劇場組合では、国の助成も受け、各公演期間中に1回、手話通訳や字幕などサポート付きの公演を設けることが決められていた。ロンドン市内のバリアフリー公演の情報を集めた「アクセス・ロンドン・ガイド」も無料配布され、舞台を楽しめる環境が整っていたという。

日本ろう者劇団の俳優でもある廣川さんは1年間の留学中、約60本を観劇した。国内では台本貸し出しすら断られた経験があり、「我慢できない」と帰国後の平成24年、障害の有無にかかわらず、観劇を支援するNPO法人「シアター・アクセシビリティ・ネットワーク」(T A - n e t) を設立。理事長として、障害者と劇団・劇場の双方の相談に応じ、26年には字幕や音声ガイドなどサポート付き公演情報を集めた検索サイト (<http://ta-net.org/event/>) を開設した。

賛同者は徐々に増え、同サイトには現在、障害者の観劇支援に積極的な舞台が300件近くアップされ、口コミ頼りだった障害者のアクセスも増えている。障害者向けに舞台説明会を行う東京芸術劇場(東京都豊島区)や世田谷パブリックシアター(世田谷区)のような取り組みはまだ少数派。だが、廣川さんは「受付の筆談対応も立派なサポート」と、劇場の小さな一歩にも期待を寄せる。

活動が認められ、廣川さんは27年度文化庁芸術選奨新人賞を受賞。「観劇を諦めていた人が舞台の楽しさを知れば、劇場にとっても市場拡大につながる」と、法律施行を追い風に観劇支援を続ける。

### 障害者差別解消法

行政機関や民間事業者に対し、障害者に対する差別的扱いを禁止する法律。読み上げや筆談などの配慮が行政機関には義務付けられ、民間事業者にも努力義務が果たされる。

## 文化アクセスの向上目指す英の芸術団体が来日 「今日から行動することが世の中を変える」

産経新聞 2016年4月23日

英国のシェイプ・アーツのメンバーら

障害者差別解消法施行前の3月末、英国で障害者の文化アクセス改善に長年取り組んできた芸術団体「シェイプ・アーツ」のメンバーが来日した。英国の公的国際文化交流機関であるブリティッシュ・カウンシルなどの主催で、シンポジウムやワークショップを行い、障害者の文化活動について意見交換を行った。



下肢に障害のあるトレーナー、バーバラ・リシキさんは「障害はわれわれが生きづらい身体状況ではなく、社会で遭遇する障壁のこと」と強調。英国でも1995年に施行された障害者差別禁止法が契機となり、障害者を取り巻く環境が変化してきたという。

ワークショップは「障害とは…」につながる言葉をカードに書き、話し合うなど障害に対する意識を顕在化し、サポート行動につなげる内容。リシキさんは「日本の参加者の意識は高かった。彼らが今日から行動することが世の中を変える」と述べた。

